公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２６号

愛媛県南宇和郡愛南町満倉2877番地１

債務者　藤井　　俊

１　決定年月日時　平成29年８月25日午後３時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで

松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第３２号

静岡県下田市河内77番地の１　小針アパート１－Ｃ

債務者　西田美知子

１　決定年月日時　平成29年８月28日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで

静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第６４号

三重県名張市栄町2891番地１

債務者　関口　　遥

１　決定年月日時　平成29年８月28日午前11時30分

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで

津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第６１０号

神戸市長田区大塚町５丁目１番16号　ＣＵＢＥ102号

債務者　康本琴華こと　康　　琴華

１　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで

神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８５号

兵庫県川西市霞ケ丘１丁目２番７号　205、従前の住所兵庫県三田市相生町10番８号

債務者　植井　正昭

１　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで

神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１８７号

兵庫県宝塚市鹿塩１丁目250番地　北仁川シティーハイツ202、前住所大阪府大阪市城東区諏訪１丁目18番45号　シャーメゾン・レピュート201

債務者　原野　玲華

１　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで

神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２０８号

兵庫県宝塚市中山桜台６丁目16番１―1006号、前住所兵庫県宍粟市山崎町下宇原16番地５

債務者　笹栗美恵子（旧姓足立）

１　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで

神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１２号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神280番地１

債務者　大江　秀朋

１　決定年月日時　平成29年８月28日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで

和歌山地方裁判所新宮支部

平成２９年（フ）第４０号

愛媛県宇和島市吉田町立間尻甲269番地５、住民票上の住所愛媛県宇和島市吉田町立間尻甲271番地

債務者　有間　良満

１　決定年月日時　平成29年８月28日午前11時30分

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで

松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第６９号

佐賀県唐津市神田1754番地２　神田県営住宅121号

債務者　中山　千尋（旧姓小島）

１　決定年月日時　平成29年８月25日午後１時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで

佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第５号

長崎県対馬市厳原町小浦27番地４、前住所福岡県福岡市南区大橋２丁目５番21―901号

債務者　小宮　恵子

１　決定年月日時　平成29年８月28日午前11時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで

長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２９年（フ）第３１号

鹿児島県南さつま市加世田津貫23196番地市営久木野団地12号

債務者　森　　正憲

１　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで

鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第９８号

長野県塩尻市大門六番町３番42号　２Ｆ

債務者　髙橋　一彦

１　決定年月日時　平成29年８月28日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで

長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第５０号

長野県飯田市山本6745番地１

債務者　丸城商店こと　小池　清一

１　決定年月日時　平成29年８月28日午後２時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで

長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第９６号

広島県福山市水呑町3973番地１　熊岳荘Ｂ－１

債務者　藤原　和美

１　決定年月日時　平成29年８月25日午後３時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで

広島地方裁判所福山支部再生・破産係